

令和2年9月 真鶴町教育委員会定例会要旨 会議録

期 間： 令和2年9月29日（火） 午後2時13分より

場 所： 真鶴町国民保健診療所 2階 会議室

出席者： 牧岡努教育長、瀧本朝光委員（教育長職務代理者）、
草柳栄子委員、佐々木美穂委員、松野司委員
岩本幹彦教育課長、山田譲生涯学習担当課長
書記：小野真人主幹兼学校教育係長、秋澤勝太主事

欠席者： なし

傍聴者： なし

議事

1 開会

教育長あいさつ

2 教育長の報告

(1) 学校教育に係る部分について

- ・園・学校の様子に関する事
- ・児童生徒指導に関する事
- ・学校の安全に関する事
- ・その他

(2) 生涯学習に係る部分について

- ・スポーツ・文化事業に関する事
- ・青少年育成に関する事
- ・文化施設に関する事
- ・その他

3 協議事項

(1) 民法改正に伴う「真鶴町成人式典」のあり方について

担当課長： それでは(1)に入ります。資料は1になります。民法改正に伴う「真鶴町成人式典」のあり方についてご協議をお願いします。ご存じのとおり民法改正に伴い成年年齢を現行の20歳から18歳に引き下げる改正民法が平成30年6月13日の参議院本会議可決、成立し、令和4年4月1日に18歳、19歳に達している

方は、その日から新成人になります。成年年齢に達することで可能になること、一人で契約をすることができる。父母の親権に属さなくなる。契約やローンが組めたり公認会計士などの資格が取得できるようになります。親権に属さなくなるため、親の同意なしで契約行為ができるようになります。また、自分の住む場所や進学や就職などの進路も自分の意志で決定できるようになります。

(2) 成年年齢に達しても変わらないこと。飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限は20歳のままとする。健康面への影響や非行防止、青少年保護等の観点から現状維持となっています。令和5年真鶴町成人式典についてです。次の表のとおり、新成人が対象の式典とした場合、令和5年1月に開催する成人式典は、3学年が対象となります。平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれの方は令和3年1月成人式、平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれの方は令和4年1月成人式の対象になります。令和4年度に20歳になる学年。令和4年4月1日にはすべての方が19歳なので、新成人として令和5年1月の成人式典対象者となります。令和4年度に19歳になる学年。令和4年4月1日にはすべての方が18歳なので、新成人として令和5年1月の成人式典対象者となります。令和4年度に18歳になる学年。令和5年1月(成人式典の日)までに18歳に達している方は、令和5年1月の成人式典対象者となります。裏面になります。事務局案として記載しています。成人式典の対象について、当町の成人式典については、次の理由により、今までどおり20歳を迎える方を対象に実施します。①新成人対象者、保護者、恩師の先生等の人数が多くなることにより、会場等の検討が必要となる。②過去の思い出を振り返る等のアトラクションを行う際に3学年分を行わなければならない、時間を要する。③1学年ずつ開催することで一体感が生まれ、まとまりのある思い出深い式典となる。近隣の湯河原、箱根に確認したところ同様の対応をとるとのことでした。(2)成人式典の名称についてです。20歳を対象とした式典とする場合、「成人式典」という名称は、18歳から対象となる式典に位置づけられるため、他の名称に改めます。例えば二十歳の集い、二十歳を祝う会、二十歳を祝う成人の集いなどが事務局で考えられています。教育委員さんの意見を承りたいと思います。以上です。

教育長： 表面からご質問やご意見ありましたらお願いします。よろしいですか。裏側ご質問やご意見をお願いします。

委員： 1学年ずつ開催することでの一体感を重視してあげたいなということで、真鶴方式ということの方がいいと思います。一体感、まとまり、思い出というあたりで、名称はお任せします。

委員： 保護者の立場として18歳は受験だけとは限りませんが、経済面とか精神面とか1月ですと忙しいですので、参加がもしかしたらできない場合とかも出てくると思うので、兄弟がいると1家庭2人だと大変なので。

委員： ひとまとめで開催してしまうと自分たちが特別じゃない感じがしてしまう。1学年ずつ開催していただいた方が自分たちのためのお祝いなんだと感ずることができのかなと思うので、ぜひ1学年ずつ開催して欲しいなと思います。

委員： 18歳で行うことの弊害が見えてくるんですけど、今までずっと20歳でやっていますからね。法律的には18歳で成人という形になると思うんですけど、成人式って考えたら18歳でやるべきなんだと思うんですけど、時期的な問題ですね。1月は忙しいので難しい印象を受けます。3年度まとまってやると場所や人間関係を考えて3学年一緒は難しいだろうなと思います。こう考えると事務局案が妥当かなと思います。

教育長： 基本的には事務局案でいくということで賛成の方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

教育長： 全員賛成です。名称ですが実行委員会の方に任せてもいいのではないかと。これについてはいかがですか。

委員： 主催は教育委員会ですか。

課長： 共催という形をとっています。

委員： 主催者が行政なら共催という形ならどちらでも構わないと思います。

教育長： このことについては確認してから、もう一度提案するというごとうをお願いします。続きまして(2)令和2年度真鶴町体育競技優秀選手等表彰候補者について事務局をお願いします。

(2)令和2年度真鶴町体育競技優秀選手等表彰候補者について

担当課長： 資料2になります。令和2年度表彰対象者一覧になります。福田幸博さんが教育長表彰になります。佐々木知亜紀さんが町長表彰になります。福田さんについてのご協議をお願いします。平成26年度に表彰実績あります。要項をご覧ください。第4条第2項です。県規模で開催される大会に参加し、3位以上の成績をおさめたもの。第6条です。表彰を受けた者で、更に表彰する理由が生じた場合は重ねて表彰することができる。ただし、同一の大会における同一の種目である場合には、同一の順位以上であることとする記載がございます。資料をめくっていただいて第22回和可子杯なぎなた大会です。これは型を競う大会になります。2人で並んで演武をするとのこと。委員の皆様のご協議をお願いします。

教育長： 今回の質問についてご質問・ご意見等ありましたらお願いします。よろしいでし

ようか。令和2年度真鶴町体育競技優秀選手等表彰候補者について提案の通りお認めいただける方は挙手をお願いします。

全委員：（全員挙手）

教育長： 全員賛成です。続きまして協議事項3「真鶴町教育委員会教育長の辞職の同意について」につきましては、真鶴町教育委員会会議規則第15条の規定に基づき、人事案件でありますので、非公開で審議することとしてよろしいですか。

全委員：（異議なし）

(3) 真鶴町教育委員会教育長の辞職の同意について

教育長： それでは、非公開の審議とします。私の任期は令和元年11月25日から令和4年11月24日までの3年間ですが、この度、一身上の都合により、令和2年10月31日を持って辞職させていただきたく辞職申出書を提出させていただきました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に「自己の一身上に関する事件については、その事件に参加することができない」と規定されていますので、私は審議終了まで退席させていただきます。その間の議事進行については、教育長職務代理者をお願いします。

(教育長退室)

委員： それでは、教育長の代わりに議事を進行させていただきます。事務局から何かありますか。

課長： 昨日、教育長から町長に辞職申出書を提出され、受理されたことをご報告させていただきます。

委員： 何か質疑はありますか。

全委員：（質疑なし）

委員： それでは、同意される方は挙手をお願いします。

全委員：（全員挙手）

(教育長入室)

委員： 協議事項3「真鶴町教育委員会教育長の辞職の同意について」は全員賛成で同意されたことを報告させていただきます。

教育長： では以上をもちまして協議事項を終わります。以上をもちまして真鶴町教育委員会 9 月定例会を閉会します。